

今

回は、法人番号の基本的な仕組みについて解説する。法人番号は、平成27年10月22日から、株式会社などの法人等に指定（1法人に1つ）される13桁の番号である（企業版マイナンバーなどと呼ばれることもある）。個人番号（マイナンバー）とは異なり、法人番号は原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表される。

法人番号は、マイナンバーと同様に、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会的基盤とされている。

一方、個人番号とは異なり、利用範囲に制約がなく、公開され誰でも利用が可能であることから、官民間問わず様々な用途での利活用が期待されている。

1 法人番号制度の概要

法人番号制度には、(1)指定、(2)通知、(3)公表という3つのポ

図表1 法人番号が指定される法人

- ① 設立登記法人
(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人※)
- ② 国の機関
- ③ 地方公共団体
- ④ ①～③以外の法人または人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

※株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人などである。

法人番号は1法人に対し1つの番号のみが指定される。したがって、法人の支店や事業所等、個人事業者には法人番号は指定されない。なお、このうち個人事業者には、個人番号（マイナンバー）が付される。

Vol.09
法人番号とは何か？
——法人番号の基本的な仕組み

(1) 法人番号の指定
法人番号は、国税庁長官により指定される。指定の対象となる法人等の範囲は図表1のとおりである。この中の①～④の法人については、特段手続きをしなくても、法人番号が指定される。また、①～④以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができる。

例えば、株式会社など、設立登記法人の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」である。また、設立登記法人以外の団体には、国税庁長官が会社法人等番号（12桁）と重複することのない12桁の基礎番号を定める。この12桁の基礎番号の前に1桁の検査用数字を付した番号を法人番号として指定することになる。なお、一度指定された法人番号は変更できない。

図表2 法人番号の通知書発送および公表予定日

指定対象法人の所在地（地域）等	通知書発送予定日	基本3情報の公表予定日
国の機関・地方公共団体 東京都23区（千代田区、中央区、港区）	平成27年10月22日	平成27年10月26日
東京都23区（千代田区、中央区、港区以外）	平成27年10月26日	平成27年10月28日
東京都（23区外）、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	平成27年10月28日	平成27年10月30日
埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日	平成27年11月6日
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日	平成27年11月13日
大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成27年11月18日	平成27年11月20日
徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日	平成27年11月27日
設立登記のない法人・人格のない社団等	全国一斉	平成27年11月13日 ・設立登記のない法人については平成27年11月17日 ・人格のない社団等については、公表に同意する旨の書面を国税庁において收受したものから順次公表

(出所) 国税庁ウェブサイト

(2) 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月22日から、書面による通知が始まっている。具体的な通知スケジュールは図表2のとおり。設立登記法人は登記上の所在地に、設立登記のない法人および人格のない社団等については、税務署に提出された申告書・届出書の所在地に通知書が送付される。また、設立登記法人は都道府県単位で、設立登記のない法人および人格のない社団等は11月13日に全国一斉に通知される。

(3) 法人番号の公表

法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトを通じて公表される。公表される情報は、「法人番号の指定を受けた団体の称号または名称」「本店または主たる事務所の所在地」「法人番号」の3項目である（基本3情報）。法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表さ

れることになっている。

法人番号公表サイトでは、法人情報を番号・名称・所在地で検索したり、法人情報をダウンロードしたりすることができる。また、国税庁にDVDを送付すれば、法人番号公表サイトで公表されているすべての法人の月末時点の最新情報（全件データ）を記録してもらうこともできる（手数料不要）。

2 マイナンバーとの違い

法人番号は、マイナンバーとは異なり利用範囲に制約がなく、自由に活用できることになっている。両者の主な違いは、次ページの図表3のとおり。「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」（平成27年9月3日、内閣府政府広報室）によると、本年7月27日時点で「法人番号が指定・通知されること」を「知らなかった」との回答が76.4%であった。マイナンバーと比べると、法人

図表3 法人番号とマイナンバーの差異

	法人番号	マイナンバー
付番機関	国税庁長官	住所地の市町村長
指定対象	設立登記法人、国の機関、地方公共団体等	日本に住んでいる全国民 (中長期在留者、特別永住者を含む)
通知方法	登記上の所在地などに書面により通知	通知カードにより、住民票記載住所に通知 (個人番号カードの取得は任意)
番号桁数	13桁	12桁
利用範囲	制約なし	行政分野のうち、税、社会保障、 災害対策等に限定
公表の有無	商号・名称、本店・主たる事務所の所在地、法人番号が法人番号公表サイトで公表	非公表

(出所) 各種資料を基に大和総研作成

3 法人番号の利用方法

番号の認知度は低いといえる。

(1) 行政分野

行政分野では、平成28年1月

年1月1日以後の金銭等の支払者等）が法人であれば、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として支払者等の法人番号および金

以降、税金の手続きで利用されることになっており、法人税および消費税の申告書については平成28年1月以降に開始する事業年度（課税期間）に係る申告書から、法人番号を記載することになって

いる。
また、源泉徴収義務者（給与の支払者等）が法人であれば、平成28年1月1日以後に提出する申請書や届出書、給与所得者から提出を受けた書類（例えば、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書など）にも法人番号を記載する必要がある。

銭等の支払いを受ける者の番号（個人ならマイナンバー、法人なら法人番号）を記載する必要がある。

ただし、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、マイナンバーおよび法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられている。このため、支払者等はその間告知を受けるまで、支払いを受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載しなくてもよいことになっている。

(2) その他の分野
法人番号は、その法人の名称、所在地とともにインターネット上に公表・随時更新され、データのダウンロードが可能となるので、次のようなメリットがあるとされている。

①法人番号をキーにして、法人

の名称や所在地の確認が容易になる

②鮮度の高い名称・所在地情報を手ででき、取引先情報の登録や更新が効率化する

③複数部署で異なるコードを使用している場合、取引先情報に法人番号を追加すれば、情報の集約や名寄せ作業が効率化する
なお、政府は、法人番号の利

活用を促進するため、国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にしたり、法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧や、調達や補助金等に係る情報入手、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築したりする取組みを行うとしている。



鳥毛拓馬（とりげ たくま）
大和総研主任研究員 A F P
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）など。